

主食用米の販売動向(米穀卸売業界調査)

[調査の概要]

全国米穀販売事業共済協同組合が、米穀の販売・需要動向を多角的に把握することを目的として、同組合会員企業を対象に実施。四半期ごとに継続的に調査。

- アンケート回答数 56組合員
- 調査期間 令和2年12月24日(木)～令和3年1月14日(木)

1. 現在(令和2年12月)の米販売量(前年同月との比較)

集計結果

合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
100.0%	7.1%	10.7%	14.3%	33.9%	33.9%

<仕向先別>

(小売店向け)

大手スーパー

中小スーパー

米穀専門店

その他

合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
100.0%	11.8%	23.5%	20.6%	23.5%	20.6%
100.0%	5.8%	23.1%	17.3%	32.7%	21.2%
100.0%	4.0%	4.0%	24.0%	30.0%	38.0%
100.0%	10.3%	7.7%	20.5%	25.6%	35.9%

(外食産業向け)

外食向け

中食向け

給食向け

合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
100.0%	2.1%	6.3%	8.3%	37.5%	45.8%
100.0%	3.8%	15.1%	26.4%	30.2%	24.5%
100.0%	3.8%	0.0%	44.2%	32.7%	19.2%

*1. 赤字は、最頻値及びDI値。

*2. DI(diffusion index)の算出方法:内閣府で発表している「景気ウォッチャー調査」方式を採用した。具体的には、5つの回答選択肢に均等に0~1の評価点を与え、各回答の構成比に対応するそれぞれの評価点を乗じ、それらの合計を指数(%ポイント)としてDI値を算出。それが50の場合は横ばい(現状維持)を示す。0に近づくほど販売が低迷傾向にあることを示し、逆に100に近づくほど販売が好調傾向であることを示す。

2. 米販売の動き:過去3ヶ月前との比較 / 3ヶ月後の見通し

(1) 過去3ヶ月前(令和2年9月)と比較した令和2年12月の動き

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	19.6%	25.0%	26.8%	23.2%	5.4%	57.6

(参考) 前回調査 令和2年6月と比較した令和2年9月の動き

100.0%	8.9%	8.9%	0%	35.6%	46.7%	24.4
--------	------	------	----	-------	--------------	-------------

(2) 令和2年12月から3ヶ月後(令和3年3月頃)の見通し

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	1.8%	10.7%	35.7%	37.5%	14.3%	37.1

(参考) 前回調査 令和2年9月から3ヶ月後(令和2年12月頃)の見通し

100.0%	0.0%	28.9%	28.9%	26.7%	15.6%	42.8
--------	------	--------------	--------------	-------	-------	-------------

(算出例)	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる
評価点 A	1	0.75	0.5	0.25	0
結果(構成比) B	17.8	20.0	20.0	22.2	20.0
各DI値 C=A×B	17.8	15	10	5.6	0
DI値(合計)	48.4→米販売の動きはほんの少し低迷傾向				

(参考) 茶わん1杯のお米の値段

○ ご飯は経済的な食べ物

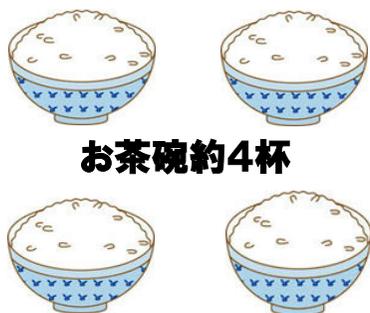
○ 茶わん1杯のごはんを炊く前のお米(精米)の重さは **65g** くらいです。5kgの精米は約77杯になりますので、2,036円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、1杯当たりのお米の値段は **約26円** となります。*



※ 茶わん1杯のごはんは、精米65g使用、5kg当たり2,010円(POSデータによるコメの平均小売価格(令和3年1月))で算出。



=

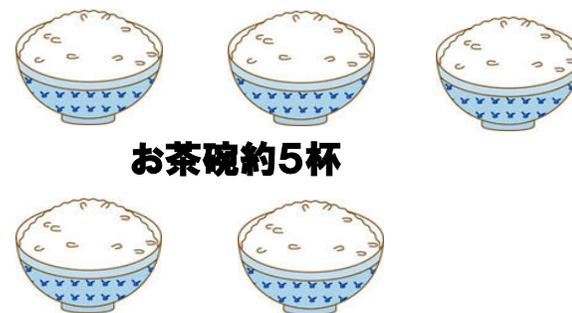


お茶碗約4杯

ミネラルウォーター(2リットル)99円



=



お茶碗約5杯

缶コーヒー 130円

出展：ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査(主要品目の東京都区部小売価格)2019年度平均価格」
缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農家数（平成18～31年）

- 都道府県全体では、一貫して農家数は減少（平成18年 1,369千戸→31年 761千戸）。
- 北海道では10ha以上作付している農家が1/3を占め、全体に占める割合も倍増（平成18年 16.7%→31年 33.3%）。都府県では1ha未満農家数が2/3を占めるものの、5ha以上作付している農家の数・割合が増加しており（平成18年 21千戸（1.6%）→31年 33千戸（4.4%））、大規模農家の割合は増加傾向にある。

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3ha～5ha	5ha以上
平成18年	18	4	4	6	3	1,351	987	250	59	34	21
	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(16.7)	(100.0)	(73.1)	(18.5)	(4.4)	(2.5)	(1.6)
平成19年	18	4	4	6	4	1,308	943	246	60	37	22
	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(22.2)	(100.0)	(72.1)	(18.8)	(4.6)	(2.8)	(1.7)
平成20年	17	4	4	5	4	1,259	904	231	63	37	24
	(100.0)	(23.5)	(23.5)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(71.8)	(18.3)	(5.0)	(2.9)	(1.9)
平成21年	17	3	4	5	4	1,225	880	226	59	35	24
	(100.0)	(17.6)	(23.5)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(71.8)	(18.4)	(4.8)	(2.9)	(2.0)
平成22年	16	4	3	5	4	1,144	843	190	54	35	22
	(100.0)	(25.0)	(18.8)	(31.3)	(25.0)	(100.0)	(73.7)	(16.6)	(4.7)	(3.1)	(1.9)
平成23年	17	5	3	5	4	1,141	827	194	53	37	29
	(100.0)	(29.4)	(17.6)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(72.5)	(17.0)	(4.6)	(3.2)	(2.5)
平成24年	15	4	3	5	4	1,042	763	174	48	33	24
	(100.0)	(26.7)	(20.0)	(33.3)	(26.7)	(100.0)	(73.2)	(16.7)	(4.6)	(3.2)	(2.3)
平成25年	14	3	3	4	3	1,013	732	171	50	34	26
	(100.0)	(20.0)	(20.0)	(26.7)	(20.0)	(100.0)	(72.3)	(16.9)	(4.9)	(3.4)	(2.6)
平成26年	14	3	3	4	4	982	702	170	50	33	27
	(100.0)	(20.0)	(20.0)	(26.7)	(26.7)	(100.0)	(69.3)	(16.8)	(4.9)	(3.3)	(2.7)
平成27年	13	3	2	4	4	939	660	159	50	36	35
	(100.0)	(23.1)	(15.6)	(31.4)	(29.9)	(100.0)	(70.3)	(16.9)	(5.3)	(3.8)	(3.7)
平成28年	12	3	2	4	4	859	593	153	50	33	30
	(100.0)	(25.0)	(17.5)	(29.2)	(35.0)	(100.0)	(69.0)	(17.8)	(5.8)	(3.8)	(3.5)
平成29年	12	3	2	4	4	805	551	143	47	33	31
	(100.0)	(23.3)	(17.5)	(33.3)	(33.3)	(100.0)	(68.4)	(17.8)	(5.8)	(4.1)	(3.9)
平成30年	13	3	2	4	4	777	527	140	45	33	32
	(100.0)	(23.4)	(16.4)	(27.3)	(32.8)	(100.0)	(67.8)	(18.0)	(5.8)	(4.2)	(4.1)
平成31年	12	3	2	4	4	749	503	137	44	33	33
	(100.0)	(22.5)	(15.0)	(29.2)	(33.3)	(100.0)	(67.1)	(18.2)	(5.8)	(4.4)	(4.4)

注：平成22、27年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。

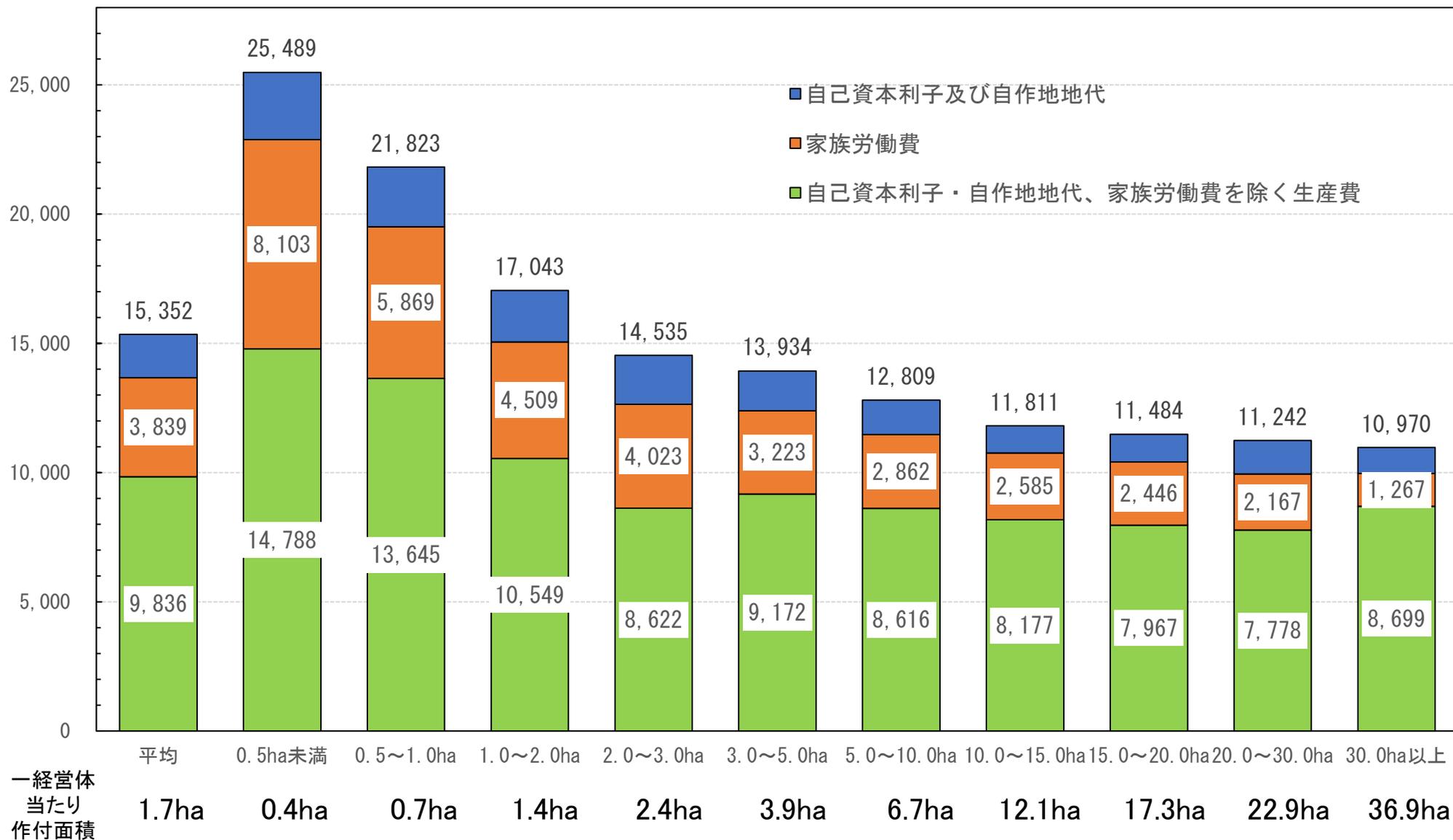
（農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。）

ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

上段（農家数）：千戸
下段（割合）：%

米の作付規模別60kg当たり生産費(平成30年産)

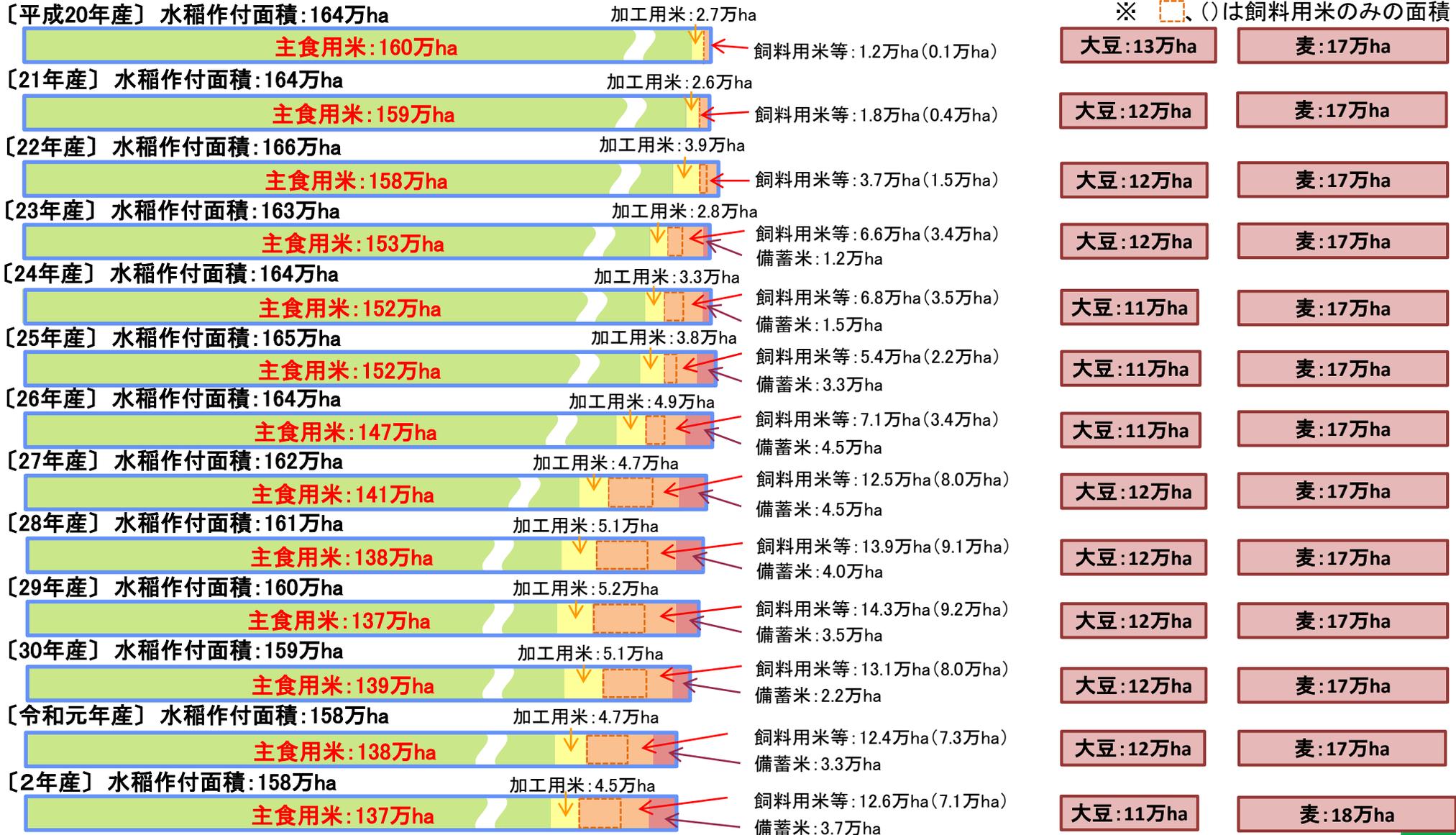
(円/60kg)



出典:平成30年産農産物生産費(確報)

水田の利用状況の推移

○ 平成20年以降、主食用米の需要減少分は、飼料用米等の拡大で対応されている。こうした取組を進めることで、水田がフルに活用され、生産者等の主体的経営判断による需要に応じた米生産の推進が期待される。



※ 水稲、麦、大豆：「耕地及び作付面積統計」、主食用米：「作物統計」、加工用米、飼料用米等（飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米等）：「新規需要米の取組計画認定状況」、備蓄米：穀物課調べ

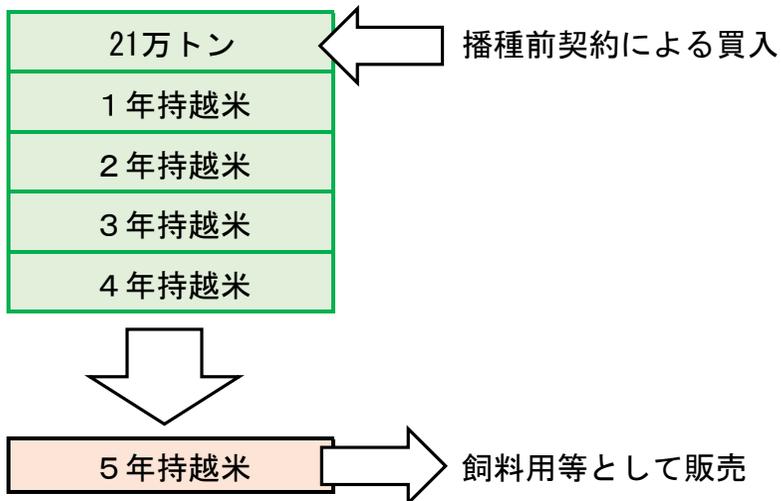
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン（※）程度買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度としてきたが、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が平成30年12月30日に発効となったことから、今後は「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度となる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則21万トン程度 × 5年間程度 → 100万トン程度

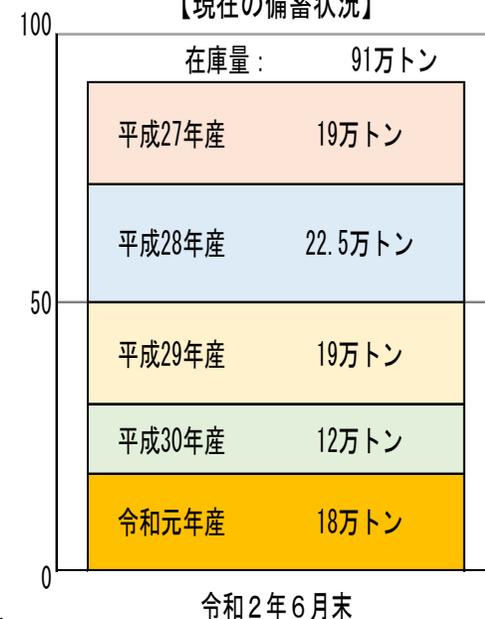


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成27年産	25万トン
平成28年産	22.5万トン
平成29年産	19万トン
平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

精米備蓄事業

《背景》

- 東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- 大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

《具体的な実施スキーム》

○ 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米(無洗米)形態での備蓄を実施

- 備蓄量：500トン(東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当)
- 実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等

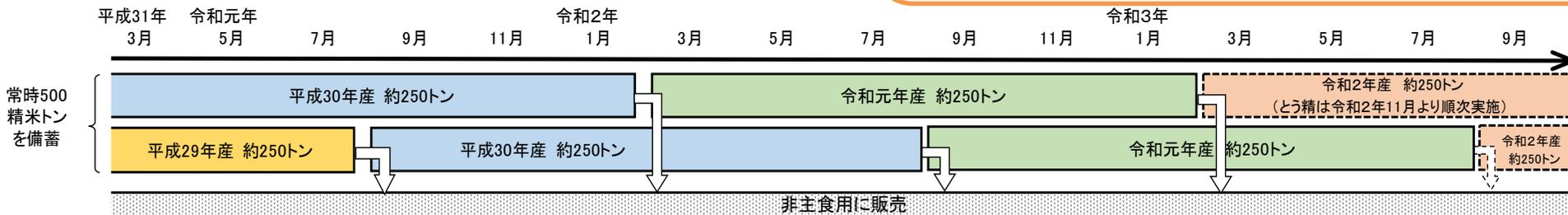
○ 備蓄後一定期間を経過した精米については、非主食として販売(大規模災害が発生した場合は、本来の目的どおりに被災地等に供給)

《対応実績》

- 平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トン进行供給

具体的なスケジュール(予定)

(備蓄用精米の切り替えの時期はイメージであり、今後変更となる可能性がある。)



食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ 食味等分析試験の結果概要(平成24年産～平成30年産において実施)

備蓄期間	理化学分析			食味評価	
	水分(%)	脂肪酸度(mg)	濁度(ppm)	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	-	-
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.8	17.1	-1.4	2.0
12ヶ月	14.4	7.6	14.9	-1.3	2.0
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8

- ※1 食味等分析試験(理化学分析及び食味評価)は、分析機関に委託(食味評価(官能試験)は20名のパネリストにより実施)。
 ※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均(ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く)。
 ※3 備蓄用精米(無洗米)は、温度15℃以下、湿度60～65%(目安)の低温倉庫で保管。
 (参考) ・水分は、農産物規格規程における精米(完全精米・一等)の基準が15.0%以下とされている。
 ・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている(特段の基準はなし)。
 ・無洗米の濁度は、28ppm以下が望ましいとされている(全国無洗米協会の濁度基準による)。
 ・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価(“-1”は「わずかに不良」)。
 ・主観による絶対評価は、「5. 非常においしく食べられる」、「4. おいしく食べられる」、「3. 普通に食べられる」、「2. 少し劣るが食べられる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。

⇒ 15℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

○ 販売(非主食用への販売)の概要

販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	販売期間
H25年 3月	2ヶ月	102	1,900	102	1ヶ月
H25年 5月	4ヶ月	99	585	99	1ヶ月
H25年 7月	6ヶ月	102	345	102	1ヶ月
H26年 1月	8ヶ月	100	202	100	4ヶ月
	10ヶ月	101	203	101	4ヶ月
H26年 3月	12ヶ月	202	405	202	4ヶ月
	8ヶ月	100	350	100	2ヶ月
H26年 9月	8ヶ月	252	1,971	411	12ヶ月
H27年 2月	13ヶ月	159			7ヶ月
	11ヶ月	101	354	101	7ヶ月
H27年 5月	8ヶ月	258	1,129	258	4ヶ月
H27年 10月	8ヶ月	256	1,786	256	10ヶ月
H28年 2月	9ヶ月	256	1,470	256	5ヶ月
H28年 8月	10ヶ月	255	576	255	1ヶ月
H29年 3月	12ヶ月	170	951	170	1ヶ月
H29年 5月	12ヶ月	258	1,392	258	2ヶ月
H29年 8月	12ヶ月	87	151	87	5ヶ月
H30年 2月	12ヶ月	254	584	254	1ヶ月
H30年 5月	12ヶ月	257	533	257	1ヶ月
H31年 2月	12ヶ月	256	618	256	20ヶ月
R元年 8月	15ヶ月	260	780	260	10ヶ月
R2年 2月	12ヶ月	257	625	171	12ヶ月
R2年 8月	12ヶ月	254	164	97	6ヶ月

⇒販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。